公益財団法人　登別育英会奨学生選考基準

１．方針

登別市内に居住するものの子弟で、かつ他の奨学金の給与を受けていない者を選考の対象として、向学心に富み、有能な資質を持ちながら、家庭の経済的理由により修学困難なものについて、人物、学業、健康及び家計の各項を精細に検討し、これに総合判定を加えて選考する。

２．人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度、活動が健全で、将来、良識ある社会人して活動できる見込みがあること。

３．学業について

中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学における最近１年間の学業成績が、同学年の生徒、学生の平均水準より上位にあると認められるもの。

中学校における最終学年の学習成績は、履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で平均した値が３．５以上であればよい。

高等学校における最終学年の学習成績は、履修教科の評定を合計し、これを全履修科目数で平均した値が３．０以上であればよい。

なお、５段階法によらない評定については、５段階に換算して評定する。

４．健康について

身体が健強で、将来就学に耐えられると認められる者。ただし、身体に異常があっても、就学に支障がないものは差し支えない。

５．家計について

本人の属する世帯の生計を維持する者の１年間の【総収入金額】から必要な経費（給与所得の場合は別表１により算出した【控除額】及び別表２における【特別控除額】）を差引いた認定総収入金額が別表３に示した【収入基準額】を下回れば概ね対象とされます。

（１）世帯人員の認定	本人の属する世帯とは、同居、別居を問わず、本人と生計を一にする家族世帯をいう。
（２）総収入金額	世帯の生計を維持する者の総収入（例：父の年収＋母の年収）
（３）控除額	別表１より算出する。
（４）特別控除額	別表２より算出する。
（５）認定総収入金額	総収入金額から控除額と特別控除額を差引いた金額をいう。
（６）収入基準額	別表３のとおり

公益財団法人登別育英会奨学生選考基準

別表１　給与所得の場合による控除額

（Ａ）最多収入者

年間収入金額	控　　除　　額
400 万円以下の場合	年間収入金額×0.2＋214 万円 （ただし、収入金額が 268 万円以下の控除額は収入金額と同額）
400 万円を超え 781 万円以下の場合	年間収入金額×0.3＋174 万円
781 万円を超える場合	408 万円

（Ｂ）その他の収入者

年間収入金額	控　　除　　額
65 万円以下の場合	年間収入額と同額
65 万円を超え 180 万円以下の場合	年間収入額×0.4 （ただし、控除額が 65 万円未満の場合 65 万円）
180 万円を超え 360 万円以下の場合	年間収入額×0.3＋18 万円
360 万円を超え 660 万円以下の場合	年間収入額×0.2＋54 万円
660 万円を超え 1,000 万円以下の場合	年間収入額×0.1＋120 万円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下の場合	年間収入額×0.05＋170 万円
1,500 万円を超える場合	

生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が１人の場合を含む。）にあっては（Ａ）の表、少ない者にあっては（Ｂ）の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は（Ａ）の表、他方の者は（Ｂ）の表を適用する。

別表２　特別控除額

<table>
<tr><th>特　別　事　情</th><th colspan="4">特　　別　　控　　除　　額</th></tr>
<tr><td>（1）母子・父子世帯であること</td><td colspan="4">９９万円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">（2）就学者のいる
世帯であること
（児童・生徒・学生１人につき）</td><td colspan="4">小　学　校　　３１万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">中　学　校　　４６万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">区 分</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高等学校</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高等
専門学校
１－３年</td><td>国・公立</td><td>３９万円</td><td>６９万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>８８万円</td><td>１１８万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専修学校
短期大学
大学</td><td>国・公立</td><td>７４万円</td><td>１２１万円</td></tr>
<tr><td>私　　立</td><td>１３３万円</td><td>１８０万円</td></tr>
<tr><td>（3）障がいのいる世帯であること</td><td colspan="4">障がい者１人につき　　９９万円</td></tr>
<tr><td>（4）父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること</td><td colspan="4">父母以外の者の所得者１人につき３８０，０００円。
ただし、その所得金額が３８０，０００円未満の場合は、その所得額。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（5）出願者控除</td><td colspan="4">専修学校・短期大学・大学　　７４万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等学校・高等専門学校</td><td>自宅外通学</td><td>３９万円</td></tr>
</table>

別表３　収入基準額

世帯人員	年額（高等学校・高等専門学校）	年額（専修学校・短期大学・大学）
１人	１０３万円	１３９万円
２人	１６５万円	１９８万円
３人	１９０万円	２１２万円
４人	２０６万円	２２９万円
５人	２２１万円	２３９万円
６人	２３４万円	２５０万円
７人	２４６万円	２６２万円
８人以上	２５７万円 （１人増すごとに、これに１１万円を加算する。）	２７４万円 （１人増すごとに、これに１２万円を加算する。）